

# 建材メーカーは アスベスト被害者を直ちに 救済せよ

## 建材メーカーの責任は 明らかです

肺ガンや悪性中皮腫、石綿肺など重篤な疾病を発症させるアスベストは、防火性、耐火性に優れることから、1000万トンも輸入され多くの製品に使われてきました。特に建物の建材には、2004年に使用が禁止されるまで700万トン以上もの大量のアスベストが使われてきました。

建材メーカーは、建設作業者がアスベスト建材を使用すれば肺ガンや悪性中皮腫などを発症する危険があることを海外などの知見から十分に知りながら、アスベストの使用を続けました。そして、建材にアスベストが含まれること、発がん性があることなどを警告することもなく、製造・販売を続けたのです。

そのため、建設業では毎年500名以上が労災認定されるなど、建設現場で働いてきた作業者に多くの被害が発生し続けています。

私たちは、2008(平成20)年以降14年以上にわたって、国と建材メーカーの責任を追及する建設アスベスト訴訟を行ってきました。そして、2021(令和3)年5月17日の最高裁判決等によって、国の責任とともに、ニチアス、太平洋セメント、A&Aマテリアル、日東紡績、ノザワ、ケイミュー(クボタ)、日

鉄ケミカル&マテリアル、大建工業、MMK、神島化学工業、バルカーの11社の建材メーカーの責任が認められました。その他の主要な建材メーカーに責任があることも明らかです。

## 建材メーカーは直ちに 和解解決に応じるべきです

国は、最高裁判決を受け、原告被害者に謝罪し、各裁判所に係属する訴訟の1000名以上の原告と和解すること、原告以外の被害者には「給付金」による解決を決断しました。

しかし、建材メーカーは、今なお責任を認めず、解決の引き延ばしを図っています。直接の加害者である建材メーカーが建設アスベスト事件を早期解決しない姿勢は許されません。

最高裁から差し戻され東京高裁で審理を続けてきた神奈川1陣訴訟は、2022(令和4)年11月25日に結審し、東京高裁は和解解決に向けた協議を行うと宣言しました。

いまなお裁判を強いられている原告は全国で1000名ものぼりませんが、被災者の70%以上は既に亡くなっています。早期解決は被害者の切実な願いです。また、建材メーカーは遅きに失したとはいえ、速やかに和解による解決を決断するべきです。

## 補償基金による救済が求められています

国は建設アスベスト被害について解決を図りましたが、給付金は本来被害者が受け取るべき賠償額のおよそ半分に過ぎません。建設アスベスト被害は、国とともに全ての建材メーカーに責任があります。全ての建材メーカーが基金に拠出し、被害者を裁判によらず早期に救済する制度が強く求められています。主要な建材メーカーは、その責任を真摯に反省し、率先して基金制度の成立のため尽力するべきです。

アスベストに関するお困りごと、ご相談はお近くの東京土建の各支部へお寄せください

**東京土建一般労働組合**  
**建設アスベスト訴訟全国連絡会**

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16  
TEL: 03-5332-3971 FAX: 03-5332-3972



# みぢかな もんだい アスベスト

耐火性・防音性・断熱性に優れた「奇跡の鉱物」と呼ばれていた「アスベスト」。しかし、いまは公害として、長い潜伏期間を経て中皮腫や肺ガンという病気として、私たちに襲いかかって来ています。

2004(平成16)年9月1日から、アスベスト含有建材の製造、提供、使用等は全面禁止されましたが、それ以前に着工した建築物には、アスベストが使用されている可能性が高く、解体工事、改修工事で飛散した粉じんを吸いこむことで、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあります。



## 私たちの主張

### 1 アスベスト粉じんを生じない工事の施工に全力をあげています

私たち建設工事施工者は、自分たちの健康だけでなく、住民の皆さんにアスベストの被害を生まないために、法律を遵守した安全な工事の施工に全力をあげています。そのため、石綿作業主任者や建築物工事の事前調査の資格講習に広く取り組んでいます。

### 2 アスベスト建材の改修解体工事に対する助成制度の拡充を要求します

アスベスト建材が対象となる改修・解体工事は、事前調査など費用と工期がかさみます。その費用負担はもっぱら建物の所有者の負担です。アスベスト建材を使わざるを得なくしたのは国と建材企業であり、助成制度の拡充が必要です。現行の助成制度は右記のように対象が限られていて、ほとんど使われない制度です。私たちは対象工事の拡大、助成額の増額を国、自治体に要求しています。

#### ◆住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)の概要

<b>●アスベスト含有調査等</b>	
対象	吹付けアスベストが在るおそれのある住宅・建築物
交付	吹付け材のアスベストの有無を調べるための調査費用
国費率	限度額:原則25万円/棟、地方自治体経由で補助
<b>●アスベスト除去等</b>	
対象	吹付けアスベストがある住宅・建築物
交付	吹付けアスベスト等の除去、封じ込め・囲い込みに要する費用
国費率	地方自治体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)

吹付けアスベストのみ、さらに地方自治体に助成制度がなければ使えない。

### 3 アスベスト建材企業には被害にも除去にも真剣に対応することを求めます

建材メーカーは、アスベスト建材を作って大きな利益を上げてきました。しかも、アスベストの除去する工事でも、関連企業に請け負わせ利益を上げています。自動車や家電業界では製品の不具合などが出た場合、製造者負担でリコールしています。建材メーカーは費用負担を一切していません。アスベスト建材製造メーカーは、これまでのアスベスト被害に真剣に向き合うとともに、自ら製造販売した発がん性のある有害な建材の除去にも、費用負担を行うことが必要です。

**私たちは建設工事従事者として、地域の皆様とともに歩んでいきます。  
よりよい制度創設を実現していけるようご理解ご協力をお願いします。  
建設に関する困りごとは、私たちにご相談ください。**